

## 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について

### 1 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正

平成 30 年 5 月 10 日付で通知「地域包括支援センターの設置運営についての一部改正について」（以下、「国通知」という。）において、地域包括支援センターに保健師に準ずる者として配置する要件について、以下のとおり改正があった。

<保健師に準ずる者の要件の変更>

改正前（旧）	改正後（新）
保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。	保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。 <u>なお、平成 31 年度より、上記かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有するものとする。</u>

※「経験のある」とは、「地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない」とされている。（3 地域包括支援センターに関する Q&A3-1 厚生労働省ホームページ参照。）

### 2 本市での取扱い

本市においては、国の通知を踏まえ、「地域ケア、地域保健および高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、疾病の予防、健康維持・増進につなげる業務経験とした。

地域包括支援センター運営業務のうち、介護予防事業に係る業務や包括的支援業務に係る総合相談業務、その他、行政、健診センター、一般企業、事業所等での 65 歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していることなどが該当する。

※「地域ケア、地域保健および高齢者に関する公衆衛生業務」について、例としては以下のような経験を想定する。

- ・地域包括支援センターでの勤務経験
- ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）や居宅介護支援事業所等に勤務し在宅介護等に関する相談・支援を行っていた経験
- ・保健所での勤務経験
- ・医療機関（地域連携室等）での勤務経験
- ・訪問看護の勤務経験
- ・一般企業等での 65 歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していた経験